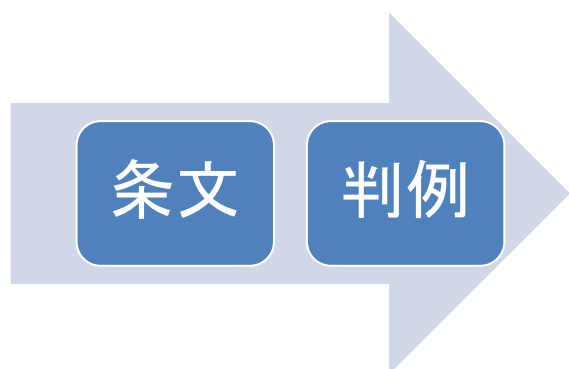


**合格スタンダード講座
短期合格プロジェクト⑤**
～脱☆暗記型勉強法
正しい判例学習の方法とは～

リーダーズ総合研究所
竹内 千佳



法律の学習



条文①

民法

(錯誤)

第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。

条文だけでは、具体的などのような場合に無効となるのかわからない。

判例①

錯誤とは、内心的効果意思と表示との不一致を表意者が知らないことをいう。

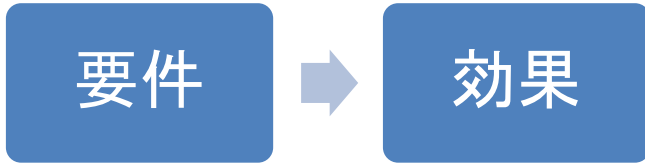
(大判大3年12月15日)

その文言の解釈について、最高裁判所が判断した基準。

判例②

要素の錯誤とは、表意者が意思表示の主要な部分とし、この点につき錯誤がなかったならば表意者は意思表示はなかったであろうし、一般人もそのような意思表示をしなかったであろうと認められるものをいう(大判大7年10月3日)。

条文②



補足

本文

(錯誤)

第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があつたときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があつたときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

但書

行政書士試験平成25年問題27

ア 法律行為の要素に関する錯誤というためには、一般取引の通念にかかわりなく、当該表意者のみにとって、法律行為の主要部分につき錯誤がなければ当該意思表示をしなかったであろうということが認められれば足りる。

解答

誤り

→要素の錯誤とは、表意者が意思表示の主要な部分とし、この点につき錯誤がなかったならば表意者は意思表示はなかったであろうし、一般人もそのような意思表示をしなかったであろうと認められるものをいう(大判大7年10月3日)。

条文③

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

判例③

当事者とは、時効により直接利益を受ける者及びその承継人をいう(大判明43年1月25日)。

時効の援用権者

145条の趣旨は、時効の利益を受けることを潔しとしない者の意思を尊重することにある。

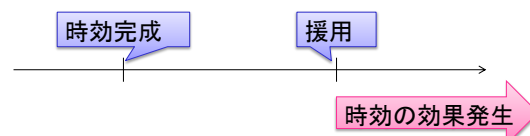


そうであれば、間接的に利益を受ける者の援用を認めてしまうとこの趣旨が没却されてしまう。



そこで、「当事者」とは時効により直接に利益を受ける者に限られる。(通説・判例)

図解



論点

AはBから1000万円を借り受け、その際自己所有の建物にBのための抵当権を設定した。また、AはCからも800万円を借り受けている。Bの有する被担保債権について消滅時効が完成したとき、一般債権者Cは、Bの被担保債権の消滅時効を援用することができるか。

解答

できない

→一般債権者には、債務者の財産を責任財産とする債権の消滅時効について固有の援用権は認められない(大決昭12年6月30日)。

一般債権者Cは、時効により直接に利益を受ける者に当たらない。

近年の難易度分析

		2014年	2015年	2016年	難易度
法令科目	基礎法学	54.8%	40.3%	54.1%	易
	憲法	45.3%	68.4%	47.1%	難
	行政法	57.6%	71.5%	65.5%	難
	民法	43.6%	52.5%	55.2%	易
	商法	38.5%	34%	40.5%	易
一般知識	政経社	50.2%	48.7%	48.5%	同
	情報	62.8%	67.5%	56.6%	難
	文章理解	50.8%	66.5%	75.9%	易

判例問題

	行政法	民法
Aランク	19問中13問	9問中4問
Bランク	19問中5問	9問中2問
Cランク	19問中1問	9問中3問
出題形式	個数0 組合せ4	個数0 組合せ3
判例問題	19問中9問	9問中6問

判例学習の留意点

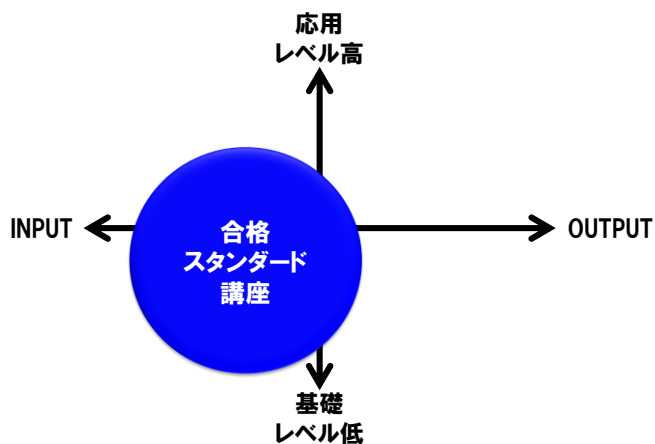
- まずは重要判例の理解を深めること
- なぜその問題提起がなされたのか、なぜその結論に至ったのか、必ず理由と結論を結びつけること
- 暗記ではなく、理解→記憶、裁判官の思考過程を知ること

法的思考プロセスとは



講座紹介

合格スタンダード講座①



合格スタンダード講座②

- 1 短期合格カリキュラム
☞ 3つの「講義」と2つの「答練」
- 2 新テキスト & 新教材
☞ 合格スタンダードテキスト & 総復習ノート
- 3 行政書士試験を熟知した講師陣
☞ 業界屈指の講師陣

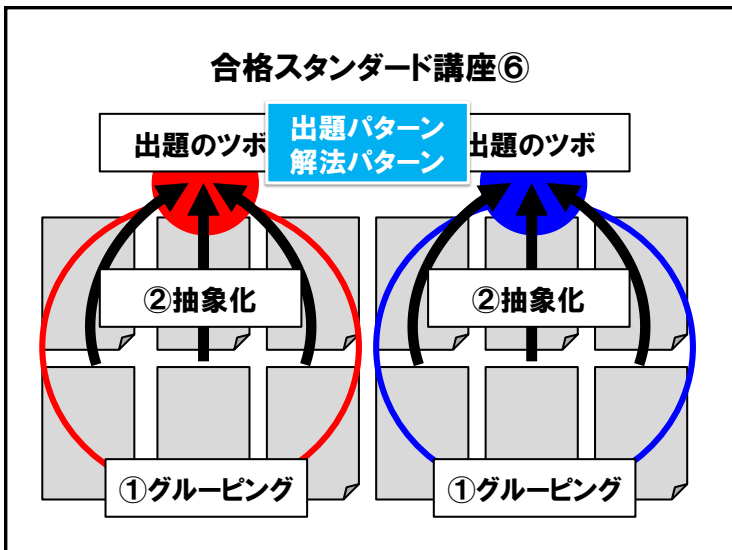
合格スタンダード講座③

合格フレームワーク講義	民法 6時間	行政法 6時間		
合格スタンダード講義	民法 48時間	行政法 30時間	憲法 24時間	商法 18時間
合格ナビゲーション講義	民法 14時間	行政法 10時間	憲法 6時間	商法 4時間
合格ナビゲーション答練	民法 4回	行政法 4回	憲法 2回	商法 2回
直前合格答練	民法 2回	行政法 2回	憲法 1回	商法 1回

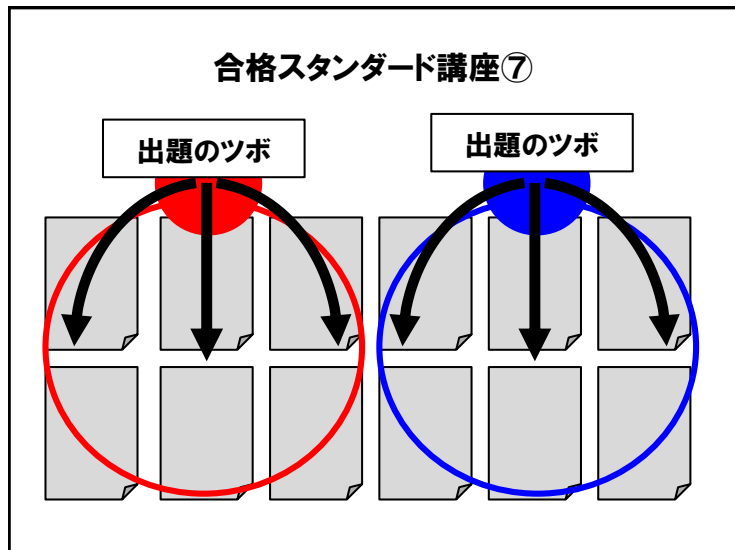
合格スタンダード講座④

合格スタンダード講座⑤

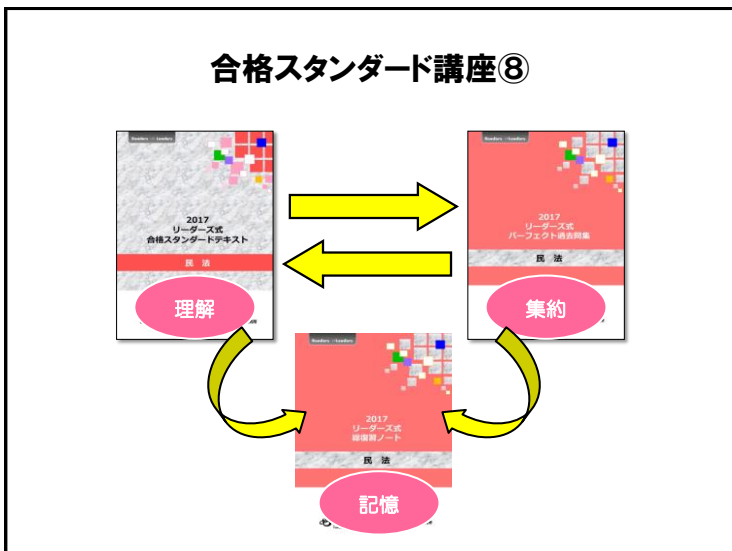
合格スタンダード講座⑥



合格スタンダード講座⑦



合格スタンダード講座⑧



おわりに

《講座説明会》
2月4日(土)14:00~15:00
リーダーズ式☆総合講座説明会
 どの講座を選択すべきか？あなたに合った講座の選び方とは？
《無料体験受講》
2月5日(日)10:00~13:00
合格スタンダード講座 全体構成
2月12日(日)10:00~13:00
合格スタンダード講座 民法1

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371 (代表) ☎ 0120-319059 (受講相談)
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)